

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(倉敷市指定第3370209250号)

当事業所はご利用者に対して福祉用具貸与及び特定福祉用具販売サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

*当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」「要支援」の認定をうけられた方対象です。

※当事業所では、利用者又はその家族等よりサービス提供記録及びその他利用者様に関する情報の開示を求められた場合、速やかに開示いたします。

1. 法人概要

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 法人名 | 富田ケアセンター有限公司 |
| (2) 所在地 | 倉敷市玉島道口2754番地1 |
| (3) 電話番号 | 086-526-5900 |
| (4) 代表者氏名 | 代表取締役 山中 祥吉 |
| (2) 設立年月日 | 平成15年6月6日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 事業所名 | 福祉用具のリリーフ |
| (2) 所在地 | 倉敷市玉島乙島7190-5 |
| (3) 電話番号 | 086-441-3733 |
| (4) 管理者氏名 | 山本 雅之 |
| (5) 事業の目的 | |

介護保険法の理念に基づき、要介護及び要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定福祉用具貸与及び指定特定福祉用具販売事業を提供することを目的とする。

(5) 当事業所の運営方針

利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取付・調整等を行い、福祉用具を貸与することにより利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図る。

- | | |
|----------|-----------|
| (6) 開設年月 | 令和4年12月1日 |
|----------|-----------|

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 倉敷市 浅口市 里庄町 矢掛町

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金曜日 祝日も営業 12/30・1/3休み
営業時間	8時30分～17時30分

4. 事業所の職員体制

管理者 1名（常勤）

福祉用具専門相談員 2名（常勤）

5. 利用料金のお支払い

(1) 法定代理受領に該当する福祉用具の提供した際には、利用料の額は介護報酬告示上の負担割合に基づく支払いとします。

(2) 毎月10日前後にまとめて事業所が指定する方法によりお支払いください。なお、お支払方法は口座引き落とし、お振込み、現金でのお支払いに対応しております。

(3) 通常の事業の実施地域を越えて行う貸与に要した交通費及び特別な搬入に要した経費は、あらかじめ利用者またはその家族に対し事前に文書で説明し、署名（記名・押印）を受けることとします。

(4) 医療機関への入院、介護保険施設への入所等をされた場合、介護保険の適用外となりレンタル料が全額個人負担となる場合があります。医療機関への入院、介護保険施設への入所等をされた、又はする予定がお有りの方はお早めに担当の者までご連絡下さいませ様お願い申し上げます。

6. 利用の中止、変更、追加

○ご利用者の都合により福祉用具貸与サービスの利用を中止、契約内容の変更をする場合には、下記に速やかにご連絡ください。

福祉用具のリリーフ 086-441-3733

7. サービス利用についての留意事項

利用者は次のとおり留意するものとする。

1. 利用時に健康について異常があれば申し出ること。
2. 福祉用具について定められた使用方法ならびに使用上の注意は遵守すること。
3. 事業者の承諾を得ることなく福祉用具の仕様変更や加工、改造、分解、組立てを行わない。
4. 事業者の承諾を得ることなく本契約に基づく権利の全部や一部を第三者に譲渡または転貸は行わない。
5. 事業所の諸規則を遵守すること。

8. 苦情の受付について（契約書第20条参照）

（1）事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情解決責任者 管理者 山本 雅之
- 苦情受付窓口（担当者） 山本 雅之
- 受付時間 8：30～17：30
- 電話 086-441-3733
- 面接 随 時
- 苦情受付担当者は、苦情内容を確認します。
- 苦情受付担当者は、苦情の内容を管理者へ報告し、苦情処理へ向けた検討会議を開催します。
- 検討会議の結果をもとに処理結果をまとめ、報告します。
- 苦情処理結果を記録し、再発防止に努めるように全職員徹底します。

（2）その他当事業所以外に市町村の相談苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

倉敷市介護保険課 086-426-3343

浅口市高齢支援課 0865-44-7113

矢掛町健康福祉課 0866-82-1013

里庄町健康福祉課 0865-64-7211

受付時間：月～金曜日（祝日を除く） 8時30分～17時15分

国保連合会苦情窓口

国保連合会介護保険課 086-223-8811

受付時間：月～金曜日（祝日を除く） 8時30分～17時00分

9. 秘密保持

- （1）当事業所の事業者等は、退職後も含め、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしません。
- （2）事業所は、利用者又はその家族等から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者又はその家族等の個人情報を用いませぬ。

10. 緊急時等及び事故発生時等における対応方法

（1）緊急時等の対応

サービスの提供中に容体の変化等があった場合には、事前の打ち合わせにより、ご家族、介護支援専門員、主治医、救急隊等に連絡を致します。

（2）事故発生時の対応

- 1) 利用者に対する福祉用具貸与及び特定福祉用具販売サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2) 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録いたします。

- 3) 利用者に対する福祉用具貸与及び特定福祉用具販売サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11. 居宅サービス計画等の情報提供について

サービス担当者会議の場面及び医療、保健サービス・福祉サービス等のサービス提供事業者や居宅介護支援事業者と連帯し、ケアプラン作成やより良いサービス提供の為、必要に応じて情報提供を行ないます。

12. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

有



福祉用具貸与及び特定福祉用具販売サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 富田ケアセンター株式会社

代表取締役 山中 祥吉

事業所 福祉用具のリリーフ

説明者職名

氏 名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者住所

利用者氏名

代筆者住所

代筆者氏名

(続柄:)